

亀山市告示第58号

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「定期の予防接種」の次に「（以下「定期予防接種」という。）」を加える。

第5条第1項中「肺炎球菌予防接種費用助成金交付請求書（様式第1号）に肺炎球菌予防接種費領収書（様式第2号）又は予防接種を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該予防接種に係る支払額が確認できる」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、過去に定期予防接種において予防接種を受けたことがある者又は助成金の交付請求を行ったことがある者については、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第5条第1項に次の各号を加える。

- (1) 肺炎球菌予防接種費用助成金交付請求書（様式第1号）に肺炎球菌予防接種費領収書（様式第2号）又は予防接種を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該予防接種に係る支払額が確認できる書類
- (2) 医師の意見書（慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎不全、糖尿病、肝臓病等のために予防接種を受けることが必要であると認めたもの）

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。